

学資保険（H24）普通保険約款

（平成 26 年 4 月 2 日制定）

（令和 8 年 10 月 1 日改正）

目次

第 1 章 保険金の支払	
第 1 条 保険金の支払	89
第 2 条 死亡給付金の削減支払	90
第 2 章 保険料の払込免除	
第 3 条 保険料の払込免除	90
第 3 章 責任開始	
第 4 条 責任開始の時	91
第 5 条 契約締結時の書面	92
第 4 章 保険料の払込み	
第 6 条 第 1 回保険料の払込時期および猶予期間	92
第 7 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	92
第 8 条 猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い	92
第 9 条 保険料の払込方法（経路）	93
第 10 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	93
第 11 条 前納払込み	93
第 12 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	93
第 5 章 告知義務および契約の解除	
第 13 条 告知義務	94
第 14 条 告知義務違反による契約の解除	94
第 15 条 契約を解除できない場合	94
第 16 条 重大事由による契約の解除	95
第 17 条 加入限度額超過による契約の解除	95
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 18 条 詐欺による取消し	95
第 19 条 不法取得目的による無効	96
第 7 章 保険契約者または保険金受取人の代表者	
第 20 条 保険契約者または保険金受取人の代表者	96
第 8 章 契約関係者の変更	
第 21 条 保険契約者の変更	96
第 22 条 保険契約者の変更の特則	97
第 23 条 住所等の変更	97
第 9 章 契約の変更	
第 24 条 保険金額の減額変更	97
第 25 条 保険料払済契約への変更	97
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 26 条 加入年齢の計算	98
第 27 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	98
第 11 章 解約	
第 28 条 保険契約者による解約	98
第 29 条 保険金受取人による基本契約の存続	99
第 12 章 返戻金の支払	
第 30 条 返戻金の支払	99
第 13 章 契約の復活	
第 31 条 契約の復活	99
第 32 条 復活の責任開始の時	100
第 33 条 復活の効果	100

第14章 契約者貸付	
第34条 契約者貸付	100
第15章 契約者配当	
第35条 契約者配当金の割当て	101
第36条 契約者配当金の支払	101
第16章 譲渡禁止	
第37条 譲渡禁止	102
第17章 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い	
第38条 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い	102
第18章 保険金等の請求および支払時期等	
第39条 保険金等の請求および支払時期等	102
第40条 消滅時効の援用	103
第19章 保険料を払込免除としない場合等の特則	
第41条 保険料を払込免除としない場合等の特則	104
第20章 出生前に加入した場合の特則	
第42条 出生前に加入した場合の特則	104
第43条 被保険者となる時期	104
第44条 出生の通知	104
第45条 流産または死産等の場合の取扱い	104
第46条 複数出生の場合	104
第47条 加入年齢の計算の特則	104
第21章 復活払込金を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	
第48条 復活払込金を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	105
第22章 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則	
第49条 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則	105
別表1 死亡給付金額	106
別表2 重度障害の状態	106
別表3 必要書類	107

第1章 保険金の支払

第1条（保険金の支払）

(1)この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

①保険期間満了年齢が17歳または18歳のもの

ア．学資祝金の支払をしないもの

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1]	保険契約者 ^[2]
死亡給付金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金額（別表1）	

イ．学資祝金の支払をするもの

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
学資祝金	被保険者が満5歳8か月に達した日の直後の12月1日に生存していたとき	基準保険金額 ^[1] ×5%	保険契約者 ^[2]
	被保険者が満11歳8か月に達した日の直後の12月1日に生存していたとき	基準保険金額 ^[1] ×10%	
	被保険者が満14歳8か月に達した日の直後の12月1日に生存していたとき	基準保険金額 ^[1] ×15%	
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1]	
死亡給付金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金額（別表1）	

②保険期間満了年齢が 21 歳のもの

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
学資祝金	被保険者が年齢 18 歳に達したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	保険契約者 ^[2]
	被保険者が年齢 19 歳に達したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	
	被保険者が年齢 20 歳に達したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	
死亡給付金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金額（別表 1）	

(2)被保険者が保険契約者の故意により死亡した場合には、死亡給付金を支払いません。^[3]

備考（第 1 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [3] 死亡給付金を支払わない場合は、第30条（返戻金の支払）に基づき返戻金を支払います。

第 2 条（死亡給付金の削減支払）

被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡給付金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

備考（第 2 条）

- [1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第 2 章 保険料の払込免除

第 3 条（保険料の払込免除）

(1)この基本契約の締結時における保険契約者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、この基本契約の締結時における保険契約者が基本契約の失効後その復活までに死亡または重度障害の状態（別表 2）になったときは、保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 保険契約者が死亡したとき	保険契約者が、次のいずれかにより死亡したとき ア. 基本契約の責任開始の日 ^[1] からその日を含めて 3 年以内の自殺 イ. 被保険者の故意
② 保険契約者が基本契約の責任開始時以後 ^[2] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表 2）になったとき ^[3]	保険契約者が、保険契約者または被保険者の故意により重度障害の状態（別表 2）になったとき

(2)第 21 条（保険契約者の変更）により保険契約者の変更があった基本契約において、次に第 21 条（保険契約者の変更）による変更があるまでの間に、第 21 条（保険契約者の変更）によりこの基本契約の権利義務を承継した保険契約者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、第 21 条（保険契約者の変更）によりこの基本契約の権利義務を承継した保険契約者が基本契約の失効後その復活までに死亡または重度障害の状態（別表 2）になったときは、保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 保険契約者が死亡したとき	保険契約者が、次のいずれかにより死亡したとき ア. 基本契約の変更の効力発生日 ^[4] からその日を含めて 3 年以内の自殺 イ. 被保険者の故意
② 保険契約者が基本契約の変更の効力発生後 ^[5] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表 2）になったとき ^[6]	保険契約者が、保険契約者または被保険者の故意により重度障害の状態（別表 2）になったとき

- (3)本条(1)(2)の場合において、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡したまたは本条(1)②もしくは本条(2)②の重度障害の状態（別表2）になった場合で、その原因により死亡したまたは重度障害の状態（別表2）になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- (4)保険契約者が基本契約の責任開始時前^[7]または第21条（保険契約者の変更）の変更の効力発生前^[8]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[2]またはその変更の効力発生後^[5]に重度障害の状態（別表2）になった場合であっても、基本契約の締結もしくは復活またはその変更^[9]の際に、その疾病の告知があったときは、保険契約者がそれぞれ基本契約の責任開始時以後^[2]またはその変更の効力発生後^[5]にかかった疾病により重度障害の状態（別表2）になったものとみなして、本条(1)②または本条(2)②を適用します。
- (5)保険契約者が基本契約の責任開始時前^[7]または第21条（保険契約者の変更）の変更の効力発生前^[8]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[2]またはその変更の効力発生後^[5]に重度障害の状態（別表2）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[7]またはその変更の効力発生前^[8]に、保険契約者が次のすべてを満たすときは、保険契約者がそれぞれ基本契約の責任開始時以後^[2]またはその変更の効力発生後^[5]にかかった疾病により重度障害の状態（別表2）になったものとみなして、本条(1)②または本条(2)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第3条）

- [1]「責任開始の日」とは、第4条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第32条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [2]「責任開始時以後」とは、第4条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第32条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [3]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表2）になったときを含みます。
- [4]「効力発生日」とは、第21条（保険契約者の変更）の変更の効力発生日をいいます。その変更の効力発生後に復活した基本契約の場合は、復活の責任開始の日をいいます。
- [5]「効力発生後」とは、第21条（保険契約者の変更）の変更の効力発生後をいいます。その変更の効力発生後に復活した基本契約の場合は、その復活の責任開始の時以後をいいます。
- [6]効力発生前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない効力発生後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表2）になったときを含みます。
- [7]「責任開始時前」とは、第4条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。復活した基本契約の場合は、第32条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時前をいいます。
- [8]「効力発生前」とは、第21条（保険契約者の変更）の変更の効力発生前をいいます。その変更の効力発生後に復活した基本契約の場合は、その復活の責任開始の時前をいいます。
- [9]変更の効力発生後に復活した基本契約の場合は、その復活をいいます。

第3章 責任開始

第4条（責任開始の時）

- (1)会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、次のいずれか遅い時から基本契約上の責任を負います。
- ①基本契約の申込みを受けた時
 - ②保険契約者に関する告知^[1]の時
- (2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- (3)本条(2)にかかわらず、保険契約者が会社の認めた者である場合において、基本契約の申込時に本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (4)本条(1)の会社の責任開始の時から本条(2)の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、加入年齢の計算および保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ①第1条（保険金の支払）の死亡給付金の支払事由の発生
 - ②第3条（保険料の払込免除）の保険料の払込免除
 - ③第14条（告知義務違反による契約の解除）、第16条（重大事由による契約の解除）または第17条（加入限度額超過による契約の解除）の基本契約の解除
 - ④第41条（保険料を払込免除としない場合等の特則）(1)①

(5)会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、第5条（契約締結時の書面）に定める書面を保険契約者に交付します。

(6)会社は、本条(5)の書面について、電磁的方法^[2]により交付することがあります。

(7)基本契約は、会社が本条(5)の書面を発した時に成立するものとします。

備考（第4条）

[1]「保険契約者に関する告知」とは、第13条（告知義務）の告知をいいます。

[2]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

第5条（契約締結時の書面）

契約締結時の書面には、次の事項を記載します。

- ①会社名
- ②保険契約者の氏名または名称
- ③被保険者の氏名
- ④保険金受取人の氏名または名称
- ⑤支払事由
- ⑥保険期間
- ⑦保険金の額
- ⑧保険料およびその払込方法
- ⑨契約日
- ⑩契約締結時の書面を作成した年月日

第4章 保険料の払込み

第6条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）

(1)第1回保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	第4条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日からその日を含む月の翌月末日までの期間
猶予期間	第1回保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2)第1回保険料は、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第6条）

[1]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第7条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1)第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	第2回以降の保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2)第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第7条）

[1]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2]前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第8条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）

(1)保険契約者が第1回保険料を払い込まないで第6条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除します。

(2)保険契約者が第2回以降の保険料を払い込まないで第7条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第9条（保険料の払込方法（経路））

(1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 窓口払込み	会社 ^[1] に持参して払い込む方法
② 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

(3) 本条(1)②の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

備考（第9条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第10条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、保険契約者が第9条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

第11条（前納払込み）

(1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

(2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に保険料の払込みに充当します。

(3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された保険料の残額を死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。

(4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

(5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表3）を会社^[3]に提出してください。

備考（第11条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第12条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

(1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料の払込免除
- ③ 保険金額の減額変更
- ④ 保険料払済契約への変更

(2) 本条(1)の保険料を死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその保険料を受け取る意思を表示していないときは、死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。

備考（第12条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第5章 告知義務および契約の解除

第13条（告知義務）

保険契約者^[1]は、基本契約の締結、復活または第21条（保険契約者の変更）による保険契約者の変更の際、保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

備考（第13条）

[1] 本条の「保険契約者」とは、次のいずれかの者をいいます。

- (1) この基本契約の締結時における保険契約者
- (2) 第21条（保険契約者の変更）によりこの基本契約の権利義務を承継した保険契約者

第14条（告知義務違反による契約の解除）

- (1) 保険契約者^[1]が、第13条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第14条）

[1] 本条(1)の「保険契約者」とは、次のいずれかの者をいいます。

- (1) この基本契約の締結時における保険契約者
- (2) 第21条（保険契約者の変更）により基本契約の権利義務を承継した保険契約者

第15条（契約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第14条（告知義務違反による契約の解除）による基本契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、基本契約の締結、復活または第21条（保険契約者の変更）による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者^[2]が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者^[2]に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ 基本契約が責任開始の日^{[3][4]}からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^{[3][4]}からその日を含めて2年を経過する前に保険契約者^[2]が死亡した場合または重度障害の状態（別表2）になった場合に、その者について第14条（告知義務違反による契約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者^[2]が、第13条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

備考（第15条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 本条の「保険契約者」とは、次のいずれかの者をいいます。
 - (1) この基本契約の締結時における保険契約者
 - (2) 第21条（保険契約者の変更）によりこの基本契約の権利義務を承継した保険契約者
- [3] 「責任開始の日」とは、第4条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第32条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [4] 第21条（保険契約者の変更）によりこの基本契約の権利義務を承継した保険契約者については、その変更の効力発生日をいいます。その変更の効力発後に復活した基本契約の場合は、復活の責任開始の日をいいます。

第 16 条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社がこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この基本契約の保険金または保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条 (1) の事由がある場合には、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条 (1) による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 16 条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第 17 条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条 (1) による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 17 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 6 章 契約の取消しおよび無効

第 18 条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に保険料を払込免除とさせる目的をもって、基本契約の締結、復活または第21条（保険契約者の変更）による保険契約者の変更^[1]を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

備考（第19条）

[1] 第21条（保険契約者の変更）(7)による保険契約者の変更を除きます。

第7章 保険契約者または保険金受取人の代表者

第20条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表3）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社にな済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第20条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第21条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者^[1]の基本契約による権利義務を承継しようとする者は、保険契約者^[1]および被保険者の同意ならびに会社の承諾を得て、その権利義務を承継することができます。
- (2) 本条(1)の場合、会社の定める計算方法により、加入限度額^[2]を上限として保険金額または保険料額を変更し、会社の定める額の返戻金があるときは、その承継をした者に支払います。
- (3) 本条(1)の承継をしようとする者は、次のいずれかの場合には、その承継をすることができません。
 - ① その承継をしようとする者または保険契約者^[1]が、父、母、一定の親族、その他これに類する者として会社の定める者以外の者であるとき
 - ② その承継をしようとする者の年齢が、承継しようとする基本契約の契約日において、その基本契約の保険契約者であったものとした場合に、その基本契約における会社の定める加入年齢の範囲外であるとき
- (4) 本条(1)の承継をしようとする者は、必要書類（別表3）を会社^[3]に提出して請求してください。
- (5) 会社が本条(1)の変更の請求を承諾したときは、次のいずれか遅い時からその変更の効力を生じます。
 - ① 本条(1)の変更の請求の時
 - ② 本条(1)の承継をしようとする者に関する告知^[4]の時
- (6) 会社は、本条(1)の変更の請求を承諾したときには、その旨をその承継をした保険契約者に通知します。
- (7) 本条(1)の変更の請求の際、その承継をしようとする者について、やむを得ない事由があると会社が認めた場合には、会社は、基本契約のうち保険料の払込免除に関する部分を除き、その請求を承諾することがあります。この場合の変更の効力は、会社が承諾した時に生じます。また、その旨を通知します。

備考（第21条）

[1] 本条(1)(3)の「保険契約者」とは、次のいずれかの者をいいます。

- (1) この基本契約の締結時における保険契約者
- (2) 本条によりこの基本契約の権利義務を承継した保険契約者

[2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「本条(1)の承継をしようとする者に関する告知」とは、第13条（告知義務）の告知をいいます。

第 22 条（保険契約者の変更の特則）

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第 21 条（保険契約者の変更）にかかわらず、被保険者の同意および会社の承諾を得て、本条 (2) に定める範囲内の第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

- ① 保険料が払込免除となっているとき
- ② 保険料払込期間が満了しているとき
- ③ 保険料払済契約に変更されているとき
- ④ 第 41 条（保険料を払込免除としない場合等の特則）が適用されているとき

(2) 本条 (1) の承継をしようとする者または保険契約者は、父、母、一定の親族、その他これに類する者として会社の定める者であることを必要とします。^[1]

(3) 保険契約者が本条 (1) の承継をさせようとするときは、必要書類（別表 3）を会社^[2]に提出して請求してください。

備考（第 22 条）

[1] 保険契約者の基本契約による権利義務が相続により承継された場合には、本条(2)は適用しません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 23 条（住所等の変更）

(1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。

(2) 本条 (1) の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第 23 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9章 契約の変更

第 24 条（保険金額の減額変更）

(1) 保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。

(2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条 (1) の請求をすることはできません。

- ① 保険料が払込免除となっているとき
- ② 保険料払済契約に変更されているとき
- ③ 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ④ 減額後の基準保険金額^[1]が 10 万円の倍数でないとき

(3) 保険契約者が本条 (1) の請求をしようとするときは、必要書類（別表 3）を会社^[2]に提出してください。

(4) 本条 (1) の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。

(5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の変更はその効力を生じません。

(6) 本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 24 条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第 25 条（保険料払済契約への変更）

(1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて 2 年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。

- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表3)を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (6) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(5)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

備考(第25条)

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条(加入年齢の計算)

- (1) 基本契約の契約日における保険契約者の年齢は、満年齢により計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- (2) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の日の直前の4月2日に出生したものととしてその4月2日^[1]から基本契約の契約日までを計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- (3) 基本契約締結後における保険契約者または被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[2]に、本条(1)(2)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考(第26条)

- [1] 被保険者の出生の日が4月2日である場合は、その4月2日とします。
- [2] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第27条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載された保険契約者の加入年齢もしくは性別または被保険者の加入年齢に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものととして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考(第27条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

第11章 解約

第28条(保険契約者による解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表3)を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払込期間が満了した後に解約の通知があったとき
 - ③ 保険料の払込免除となった後に解約の通知があったとき
 - ④ 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき

- (4)月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5)本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第28条）

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。
たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第29条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1)債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2)本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡給付金の保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ①保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- (3)保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表3）を会社^[2]に提出してください。
- (4)本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。
- (5)本条(4)の支払事由が学資祝金にかかるものであり、その学資祝金の額が本条(2)の金額よりも少ない場合には、本条(2)の死亡給付金の保険金受取人が債権者等^[1]に支払う金額は、本条(2)の金額から、その学資祝金の額を差し引いた金額とします。

備考（第29条）

- [1]「債権者等」とは、保険契約者以外の者で基本契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第12章 返戻金の支払

第30条（返戻金の支払）

- (1)次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ①基本契約の解除
 - ②第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③基本契約の失効
 - ④保険金額の減額変更の請求
 - ⑤死亡給付金の免責事由^[1]の該当
- (2)本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

備考（第30条）

- [1]「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。

第13章 契約の復活

第31条（契約の復活）

- (1)第8条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）(2)の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2)保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ①返戻金の支払の請求があったとき
 - ②復活をした場合の保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]

- (3) 保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類（別表 3）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
 (4) 本条 (3) の場合、保険契約者は、復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第 31 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険金額をいいます。
 [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この保険契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
 [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
 [4] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

第 32 条（復活の責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から復活後の基本契約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、復活の申込みを承諾した後に復活払込金 ^[1] を受け取った場合	復活払込金 ^[1] を受け取った時
② 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者に関する告知 ^[2] の時 イ. 復活払込金 ^[1] を受け取った時

- (2) 復活の申込みの際、保険契約者について、やむを得ない事由があると会社が認めた場合には、会社は、基本契約のうち保険料の払込免除に関する部分を除き、復活の申込みを承諾することがあります。この場合、本条 (1) にかかわらず、会社は、復活払込金^[1]を受け取った時から復活後の基本契約上の責任を負います。
 (3) 本条 (1)(2) の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
 (4) 基本契約の復活は、会社が承諾の通知を発した時に成立するものとします。

備考（第 32 条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
 [2] 「保険契約者に関する告知」とは、第 13 条（告知義務）の告知をいいます。

第 33 条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。^[1]

備考（第 33 条）

- [1] 基本契約の失効後その復活までに第 3 条（保険料の払込免除）の保険料の払込免除事由が発生したときは、保険料を払込免除とします。

第 14 章 契約者貸付

第 34 条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
 (2) 保険契約者が本条 (1) の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表 3）を会社^[2]に提出してください。
 (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。
 (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
 ① 基本契約の消滅
 ② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額^[5]の減額割合に応じた部分について弁済期限が到来したものとします。）
 ③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引きます。）
 ④ 学資祝金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その学資祝金額の範囲内でその貸付けの全部または一部について弁済期限が到来したものとします。）
 (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率^[7]を適用します。

- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間^[8]を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引き、基準保険金額^[5]を減額します。
- (7) 本条(6)により基準保険金額^[5]を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金^[9]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[10]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[11]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

備考（第34条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第30条（返戻金の支払）(2)本文に定める返戻金の額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。
- [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [7] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [8] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [9] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限り、ます。
- [10] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [11] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第15章 契約者配当

第35条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

第36条（契約者配当金の支払）

- (1) 第35条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第35条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。ただし、①の場合は満期保険金の保険金受取人に、②の場合に死亡給付金を支払うときは死亡給付金の保険金受取人に支払います。
- ① 保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡
 - ③ 基本契約の解除
 - ④ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ⑤ 基本契約の失効
 - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑦ 保険契約者による契約者配当金の支払請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[5]のうち減額した基準保険金額^[5]の割合によって計算します。
- (5) 第35条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第36条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[2] 次の基本契約を除きます。

- (1)年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
- (2)年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分

[3] 第35条（契約者配当金の割当て）(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。

[4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

[5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第16章 譲渡禁止

第37条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第17章 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い

第38条（保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い）

- (1)保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。
- (2)学資祝金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金をその支払金額から差し引きます。
- (3)第3条（保険料の払込免除）の保険料の払込免除事由が発生した場合において、その基本契約に関し第1回保険料が払い込まれていないときは、保険料の払込みを免除しません。

備考（第38条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1)満期保険金
- (2)死亡給付金
- (3)返戻金
- (4)契約者配当金（第36条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）
- (5)払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1)未払保険料
- (2)すでに弁済期限が到来している貸付金
- (3)次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ①第24条（保険金額の減額変更）(6)
 - ②第28条（保険契約者による解約）(5)
- (4)その他会社が弁済を受けるべき金額

第18章 保険金等の請求および支払時期等

第39条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1)保険契約者または保険金受取人は、死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2)保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表3）を会社^[1]に提出して保険金等^[2]または保険料の払込免除を請求してください。
- (3)本条(2)にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、学資祝金の場合は学資祝金の支払事由が発生した日に、満期保険金の場合は保険期間の満了の日の翌日に、保険金受取人から学資祝金または満期保険金の請求があったものとして取り扱います。ただし、本条(1)の死亡給付金の支払事由が生じた旨の通知が会社所定の期間内になされた場合は、この取扱いは行いません。
 - ①保険金受取人が法人でないこと
 - ②学資祝金の支払事由が発生した日に支払うべき学資祝金、または保険期間の満了の日の翌日に支払うべき満期保険金を振り込むための金融機関等の口座があること
- (4)保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。

- (5) 本条 (3) 本文の場合、本条 (4) 中「保険金等^[2]は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日」とあるのは、学資祝金を支払うときは「学資祝金は、学資祝金の支払事由が発生した日」と、満期保険金を支払うときは「満期保険金は、保険期間の満了の日の翌日」と読み替えます。
- (6) 会社が保険金受取人に学資祝金または満期保険金^[3]を支払った場合で、死亡給付金の支払事由が生じていたときは、会社は、死亡給付金の支払事由が生じた後に発生することとなる学資祝金の支払事由に対応する学資祝金または満期保険金^[3]を受け取った者に、民法その他の法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡給付金が支払われることとなるときは、会社は、保険金受取人に死亡給付金を支払います。
- (7) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[4]を行います。^[5] この場合には、本条 (4) にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[6] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第 16 条（重大事由による契約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までににおける事実

- (8) 本条 (7) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (4)(7) にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (7) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
 - ② 本条 (7) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
 - ③ 本条 (7) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (9) 本条 (7)(8) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[7]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[2]は支払いません。
- (10) 保険料の払込免除については、本条 (4)(7)(8)(9) の規定を準用します。
- (11) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考（第 39 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 満期保険金とともに支払われる金額を含みます。
- [4] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [5] 本条(3)本文の場合を除きます。
- [6] 「免責事由」とは、第 1 条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [7] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 40 条（消滅時効の援用）

保険金等^[1]の支払または保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から 3 年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることがありません。

備考（第 40 条）

- [1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第 19 章 保険料を払込免除としない場合等の特則

第 41 条（保険料を払込免除としない場合等の特則）

(1) 次のいずれかの事由が発生した場合は、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額または保険料額を変更し、会社の定める額の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

- ① 保険契約者が死亡した場合において、保険料を払込免除としないとき
- ② 会社が第 21 条（保険契約者の変更）(7) の変更の請求を承諾したとき
- ③ 会社が第 32 条（復活の責任開始の時）(2) の復活の申込みを承諾したとき

(2) 本条 (1) ②③ の事由の発生後は、第 3 条（保険料の払込免除）および第 13 条（告知義務）の規定は適用しません。

備考（第 41 条）

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険金額をいいます。

第 20 章 出生前に加入した場合の特則

第 42 条（出生前に加入した場合の特則）

被保険者となるべき者が基本契約締結の際に胎児である場合には、この章のとおり取り扱います。

第 43 条（被保険者となる時期）

第 42 条（出生前に加入した場合の特則）の胎児は、出生時に被保険者となります。

第 44 条（出生の通知）

保険契約者は、被保険者となるべき者が出生したことを知ったときは、遅滞なく必要書類（別表 3）を会社^[1]に提出して、その旨を通知してください。

備考（第 44 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 45 条（流産または死産等の場合の取扱い）

(1) 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、基本契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(2) 保険契約者は本条 (1) の事実を知ったときは、遅滞なく必要書類（別表 3）を会社^[1]に提出して、その旨を通知してください。

備考（第 45 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 46 条（複数出生の場合）

(1) 胎児が複数あり、かつ、基本契約締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する旨の申出があったときは、その指定された者を被保険者とします。

(2) 本条 (1) の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、第 45 条（流産または死産等の場合の取扱い）の規定により取り扱います。

(3) 本条 (1) の被保険者となるべき者の指定がない場合で、胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。

第 47 条（加入年齢の計算の特則）

基本契約の契約日における被保険者の年齢は、第 26 条（加入年齢の計算）(2) の規定にかかわらず、0 歳とします。

第21章 復活払込金を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則

第48条（復活払込金を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

- (1) 復活払込金^[1]を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第32条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[1]を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、復活払込金^[1]の決済手続きを完了したことが決済画面に表示された時
 - ② 保険契約者が復活払込金^[1]を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2) 本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により復活払込金^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、復活払込金^[1]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社が決済事業者^[2]から復活払込金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② 決済事業者^[2]がその利用者^[3]から復活払込金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた復活払込金^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

備考（第48条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 会社の指定した決済事業者とします。
- [3] 会社の指定した決済方法により、復活払込金を払い込む利用者とします。

第22章 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則

第49条（電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則）

- (1) 会社は、保険契約者が、会社所定の書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により、基本契約の申込みまたは告知をすることを認めることがあります。
- (2) 本条(1)の規定は、基本契約の締結の際に特約を付加する場合において、保険契約者または被保険者が、その特約の申込みまたは告知をする場合について準用します。

備考（第49条）

- [1] 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

別表1 死亡給付金額

死亡給付金額は、次のいずれかの大きい額とします。

- ①次に定める金額からア、およびイ、の金額を差し引いた金額

$$(\text{保険料額}^{[1]}) \times (\text{基本契約の経過した月数}^{[2]})$$

ア、すでに支払事由が発生した学資祝金の合計額^[3]

イ、以下の金額を合計した金額

（ア）第25条（保険料払済契約への変更）(4)における未払保険料に相当する金額

（イ）第34条（契約者貸付）(4)③または(6)における貸付金の元利金^[4]

- ②基本契約の積立金^[5]の額

備考（別表1）

[1]「保険料額」は、被保険者の死亡時における保険料額とし、かつ、保険料の払込方法（経路）を口座払込みとした場合の保険料額とします。

[2]「基本契約の経過した月数」は、被保険者の死亡時における基本契約の状態の区分に応じ、次の月数とします。この場合において、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

基本契約の状態	月数
①保険料払済契約に変更されているとき	契約日から保険料払済契約への変更の効力発生日の前日までに経過した月数
②保険料払込期間が満了しているとき（①に該当する場合を除きます。）	契約日から保険料払込期間が満了した日までに経過した月数
③①②に該当しないとき	契約日から被保険者の死亡日までに経過した月数

[3] この基本契約を締結した際の基準保険金額が変更されている場合は、基本契約の締結時から被保険者の死亡時における基準保険金額であったものとして計算した金額とします。

[4] 第34条（契約者貸付）(6)による保険金額の減額変更以後に、第21条（保険契約者の変更）、第24条（保険金額の減額変更）または第41条（保険料を払込免除としない場合等の特則）により保険料額が変更された場合は、①イ、（イ）の金額は、変更前の保険料額に対する変更後の保険料額の割合により変更されたものとします。

[5]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

別表2 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

7	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
8	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの
9	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
10	1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の用を全く永久に失ったもの
13	両下肢の用を全く永久に失ったもの

別表3 必要書類

(1)保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
学資祝金の支払（第1条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者および被保険者の住民票 3 保険金受取人の戸籍抄本 4 保険金受取人の印鑑証明書
満期保険金の支払（第1条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者および被保険者の住民票 3 保険金受取人の戸籍抄本 4 保険金受取人の印鑑証明書
死亡給付金の支払（第1条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の住民票 3 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書 5 保険金受取人の戸籍抄本 6 保険金受取人の印鑑証明書

② 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
保険契約者の死亡等による払込免除（第3条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票 3 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書または会社所定の医師の診断書 5 保険契約者の印鑑証明書

③その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第 11 条関係)	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書
未経過期間に対する 保険料の払戻し (第 12 条関係)	保険契約者、死亡 給付金の保険金受 取人または満期保 険金の保険金受取 人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者、死亡給付金の保険金受取人または満期保険金の保険金受取人の印鑑証明書
保険契約者の代表者 の指定または変更 (第 20 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書
保険金受取人の代表 者の指定または変更 (第 20 条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書
保険契約者の変更 (第 21 条関係)	変更後の保険契約 者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の住民票 3 変更後の保険契約者の印鑑証明書
第 22 条 (保険契約 者の変更の特則) に よる保険契約者の変 更 (第 22 条関係)	変更前の保険契約 者	1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書
契約の変更 (第 24 条、第 25 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書
保険契約者による解 約 (第 28 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書
保険金受取人による 基本契約の存続 (第 29 条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類
返戻金の支払 (第 30 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書
契約の復活 (第 31 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書
契約者貸付 (第 34 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書
契約者配当金の支払 (第 36 条関係)	保険契約者、死亡 給付金の保険金受 取人または満期保 険金の保険金受取 人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者および被保険者の住民票 (第 36 条 (契約者配当金の支払) (3) ⑦の契約者配当金の支払請求をする場合に限りです。) 3 保険契約者、死亡給付金の保険金受取人または満期保険金の保険金受取人の印鑑証明書
出生の通知 (第 44 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の戸籍抄本
流産または死産等の 通知 (第 45 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 医師または助産師の流産、死産等を証する書類

- (2)会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3)会社は、(1)(2) の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表3）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。